

# Legal Update

## 改正独占禁止法の確約手続きを施行する法律の改正

(執筆者) 雨宮 慶

### 1. はじめに

2018年の展望として昨年ご案内したとおり<sup>1</sup>、確約手続きが施行に向けて進み始めました。

政府が、2018年3月27日に「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出したからです。早ければ、2018年中に確約手続きが施行される可能性もあります。

### 2. 確約手続きとは

確約手続きとは、独占禁止法(独禁法)違反行為の疑いがある場合に、公正取引委員会(以下「公取委」といいます)からの通知に基づき、事業者自らが、その疑いの理由となった行為を排除するために必要な措置(排除措置計画)を自ら策定し、公取委の認定を受けた上でそれを実施する場合には、公取委は行政処分(排除措置命令や課徴金納付命令)を行わないという手続きです。一言で言えば、企業の自主改善により、行政処分を避ける手続きといえます。

### 3. 確約手続きに関する法律の成立と施行延期の経緯

2016年12月9日、確約手続きに関する独禁法改正法(環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律、以下「TPP整備法」といいます)が可決、成立しました。ただし、この法律の施行日は、同法の附則1条において環太平洋パートナーシップ協定(いわゆる「TPP12協定」)が日本国について効力を生ずる日とされています。日本及び米国を含む12カ国によるTPP12協定は2016年2月4日に署名されましたが、2017年1月に就任直後の米国のトランプ大統領が、TPP協定から永久に離脱するという大統領令に署名したため、トランプ政権下でのTPP協定の発効の可能性が事実上なくなりました。したがって、確約手続きに関する法律は成立していたものの、施行される可能性は事実上ありませんでした<sup>2</sup>。

### 4. TPPイレブン(TPP11)の成立と法改正

しかし、米国を除く11か国は、2018年3月8日にいわゆる環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(いわゆる「TPP11協定」)に署名したことに基づき、政府は、TPP整備法の発効日を改正する法案<sup>3</sup>を2018年3月27日に国会に提出しました。

<sup>1</sup> <http://www.mofo.jp/20171212AntitrustNewsletter.pdf>

<sup>2</sup> 報道によれば、トランプ大統領がTPP(TPP12)への復帰への条件を検討しているとのことですが(例えば <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO29344680T10C18A4MM0000/>)、現時点では復帰の現実的な可能性は低そうです。

<sup>3</sup> 同法案により「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」というTPP整備法の名称も、「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」と変更することが提案されています。

---

## 5. 確約手続き施行までのスケジュール

TPP 整備法の改正法は、本年 5 月末ころの成立するものと見込まれています。これが成立すると、既に成立した確約手続きに関する独禁法改正法の施行日が TPP11 協定の発効日となります<sup>4</sup>。

TPP11 協定は、その発効日を、「この協定の署名国のうち少なくとも 6 又は少なくとも半数のいずれか少ない方の国がそれぞれの関係する国内法上の手続きを完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後 60 日」と規定しています。したがって、TPP11 協定の署名国 11 か国<sup>5</sup>のうち 6 か国が国内法上の手続きを完了し、寄託国であるニュージーランドに通知した日から 60 日後に発効します<sup>6</sup>。同日、確約手続きが施行されることになります。

各国の手続きの進行によりますので、現段階では確定できないものの、順当に行けば来年早々か、場合によっては本年中の施行の可能性もあると見込まれているようです。

TPP 整備法<sup>7</sup>による独占禁止法改正法及び規則<sup>8</sup>は既に成立しており、確約手続きは法令上は既に存在しますが、公取委は運用に関し、ガイドラインを制定するべく準備を進めています。

本年の秋ころには公取委がガイドラインの案をパブリックコメントに付すものと予想されます。

### コンタクト

両宮 慶  
東京オフィス  
03-3214-6522  
KAmemiya@mofocom

このニュースレターがご提供する情報は一般的なもので、いかなる個別の事案に対しても適用されることを保証したり、解決を提供するものではありません。具体的な事案においては、当該事案に対する個別の法的助言なくして、ご判断をなされないようお願い申し上げます。

---

<sup>4</sup> ただし、TPP12 が TPP11 より先に発効した場合には、確約手続きに関する独禁法改正法の施行日は TPP12 協定の発効日となります。

<sup>5</sup> オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール及びベトナム。

<sup>6</sup> TPP11 協定第 3 条。

<sup>7</sup> 改正法が成立すれば、「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」。

<sup>8</sup> 公正取引委員会の確約手続に関する規則。